文京区営住宅
空き家使用予定者募集案内

募集戸数　区分Ａ（２人以上）　２戸
（白山四丁目アパート・本駒込二丁目アパート）
※「白山四丁目アパート」に空き家が発生しています。

区分Ｂ（３人以上）
（関口二丁目アパート）
※空き家はありませんが補欠者のみ募集します。

今回の募集にあたっては、使用予定者と補欠者を決定します。

補欠者は、使用予定者に使用者の資格が無い場合や辞退した場合、又は、今後１年以内（令和９年６月10日まで）に空き家が生じた場合に使用予定者となります。

申込期間	令和８年５月18日（月） ～６月１日（月）
申込方法 **提出先** **問合せ先**	● 使用申込書に必要事項を記入し、下記提出先に郵送、又は、直接持参してください。 ● 使用申込書の「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」に必ず８５円分の切手を貼ってください。 （注）申込みは１世帯につき１通です。区分Ａ又はＢのいずれかを選択してください。同一人の氏名を２通以上の使用申込書に記載するなど、重複申込みは無効となります。 **＜提出先・問合せ先＞** **〒112-8555　文京区春日一丁目１６番２１号** **文京シビックセンター１１階北側　文京区福祉住宅サービス** **平日　午前９時から午後５時まで** **電話　０３－５８０３－１２３８** **（注）郵送の場合６月１日（月）までに必着**
抽せん日 **会場**	令和８年６月11日（木）午前10時から 文京シビックセンター11階北側 １１０２会議室

● 目次

- 標準間取り ……► 1 ページ
- 区営住宅の概要 ……► 2 ページ
- 月額使用料（例）……► 2 ページ
- 申込資格 ……► 3 ページ
- 申込みから入居まで ……► 5 ページ
- 所得基準の見方 ……► 6 ページ
  - A給与所得の方 ……► 8 ページ
  - B事業等所得の方 ……►10 ページ
  - C年金を受けている方 ……►12 ページ
  - D特別控除について ……►13 ページ
- 使用申込書の書き方（記入例）…►15 ページ
- 申込み受付場所 ……►18 ページ

● 標準間取り

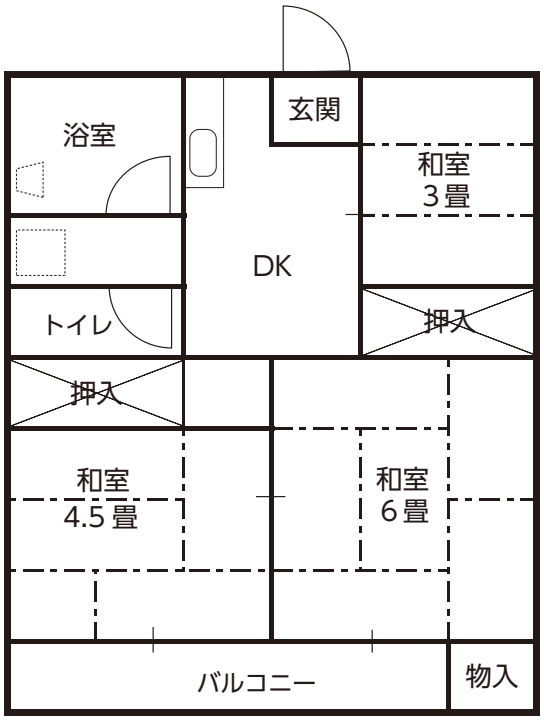

「標準間取り」について

○ ここに掲載されているものは、標準的な間取りです。バルコニーの形、左右反転タイプ等、住宅によって異なります。

○ 住戸の方位は入居する部屋により異なります。

● 区営住宅の概要

区分	住　宅　名	住　　所	建設年度	間取り・専用面積	総戸数	月額使用料
A （２人以上）	白山四丁目アパート	白山４－４－１～３	昭和46年度	３ＤＫ（６畳・4.5畳・３畳） 39.0㎡	３９戸	下表ア
				２ＤＫ（６畳・4.5畳） 36.4㎡	１５戸	下表イ
	本駒込二丁目アパート	本駒込２－12－29	昭和50年度	３ＤＫ（６畳・4.5畳・３畳） 42.3㎡　※	８戸	下表ウ
B （３人以上）	関口二丁目アパート	関口２－２－11	昭和61年度	３ＤＫ（６畳・６畳・4.5畳） 63.2㎡	１８戸	下表エ

※一部２DK（7.5畳、６畳）42.3㎡の住宅があります。

- ○ 鉄筋コンクリート造３階建て。エレベーター、駐車場はありません。動物の飼育はできません。
- ○ 台所の換気扇、浴室の浴槽及び風呂釜は付いています。
- ○ 白山四丁目アパート１階及び２階の一部居室には、天井部にアスベスト含有建材が使用されているため、平成18年に膜天井システム工法による天井囲い込み工事を実施しています。

● 月額使用料（例）

世帯の所得、住宅の所在地域、住宅の広さ、建築年数等によって決まります。（入居後は、毎年収入申告書を提出していただき、収入を認定したうえで、翌年度の使用料を決定します。）

所得区分は**３人世帯**の例です。

区　　分		特　別　区　分　世　帯					
		一　般　区　分　世　帯					
所得金額		0円 ～ 2,008,000円	2,008,001円 ～ 2,236,000円	2,236,001円 ～ 2,428,000円	2,428,001円 ～ 2,656,000円	2,656,001円 ～ 2,992,000円	2,992,001円 ～ 3,238,000円
予定使用料	ア	22,000円	25,400円	29,100円	32,800円	37,500円	43,300円
	イ	20,600円	23,700円	27,200円	30,600円	35,000円	40,400円
	ウ	24,400円	28,200円	32,200円	36,300円	41,500円	47,900円
	エ	38,100円	44,000円	50,300円	56,800円	64,900円	74,900円

※　特別区分世帯については７ページをご覧ください。

○　住宅使用料の支払いは、口座振替となります。

○　一定の事由がある場合に、減免を受けることができます。

○　この他に、共益費と住宅内で使用した光熱水費等の負担があります。

入居するには、次のものが必要になります。

- ● 保証金（使用料の２月分）
- ● 連絡先となる方
  - ・日本国内に連絡がとれる拠点を常設している法人
  - ・日本国内に住所を有する成年者で、使用者が入居する住宅に同居しない方

※連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、使用者が使用料等を滞納した場合に、使用者又はその相続人に対して使用料等を請求するにあたり、連絡することがあります。（連絡先となった方へ使用料等を請求することはありません。）

● 申込資格

申込みができる方は、申込日現在、次の(1)～(5)のすべてにあてはまることが必要です。

(1) 文京区内に居住していること

① 申込者本人が文京区内に引き続き1年以上居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票で証明できること。(外国人は、在留資格が確認できること。)

なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きまでに入籍できる婚姻予約者を含みます。(18歳未満の婚姻予約者は、法定代理人（親）の同意が必要です。)

② 外国人は、①のほかに、日本に永住又は定住することを認められた方であること。

また、同居者は、日本で住民登録をしており、在留資格が確認できること。

(2) 2人以上(区分A)又は3人以上(区分B)の世帯であること

一緒に住んでいる親族（内縁関係、婚約者及び事実上親族と同様の事情にある者を含む。）と申し込むことが原則です。

※ 事実上親族と同様の事情にある者とは、「婚姻により生じる義務と同等の関係を有すると認められる同性の者（配偶者を有する場合を除く。以下「同性者」という。)」及び「里親に委託された児童」をいいます。当選者には、資格審査までに要件を満たしていることを確認できる公的書類（パートナーシップ宣誓書受領証、合意契約公正証書、委託決定通知書等）を提出していただきます。詳しくは、福祉住宅サービスへお問合せください。

① 申込日現在、別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（資格審査までに入籍できること。）と申し込む場合

イ 同性者（資格審査までに公的書類が提出できること。）と申し込む場合

ウ 税法上の扶養関係にある者と申し込む場合

エ 独立して生計を営む二親等内直系血族〔申込者の父母、祖父母、子、孫〕又は二親等内直系姻族〔配偶者（同性者を含む。）の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者（同性者を含む。)〕であること。ただし、入居しようとする世帯が、4ページの高齢者世帯及び障害者世帯の場合は、三親等内とします。

② 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（又は妻)」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

③ 次のように家族を分離して申込むことはできません。

ア 夫婦が別居する申込み

イ 結婚、転勤、就職等の理由がなく、現に同居している方を除いた申込み

※申込み後は、申込者及び同居者の変更はできません。(出生、死亡の場合を除く。)

(3) 世帯の所得が基準内であること

申込世帯の所得の合計が、7ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。⇒6～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得金額を確認してください。

(4) 申込者及び同居者が暴力団員でないこと

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員でないことを確認するため、警視庁へ照会する場合があります。

（5）現に住宅に困窮していること

申込者及び同居者に、住宅又は土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方及び借地上の住宅に共有持分がある方を含む。）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅及び公営住宅）の名義人がいる場合は、申し込むことはできません。ただし、次の場合は申し込むことができます。

① 不動産所有者

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有しており、その住宅を取り壊す予定である。

※入居資格審査の際に、家屋の解体契約書等を、入居後２月以内に、家屋の解体を証明する閉鎖事項証明書を提出していただきます。

イ 正当な事由による立退要求等により、住宅又は土地の所有者でなくなる（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

※入居資格審査の際に、所有権移転を証明する登記事項証明書を提出していただきます。

② UR賃貸住宅・公社住宅及び公営住宅の名義人は、次の区分に該当する場合に限り、申し込むことができます。

住宅	区　分	資　　格　　要　　件
UR賃貸住宅・公社住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20％以上
	ＵＲ・公社の建替え	現に居住する住宅の建替えが決定している場合 →資格審査の際に、ＵＲ・公社の証明書を提出していただきます。
	ひとり親世帯	申込者が配偶者（内縁、婚約者及び同性者を含む。）がいない方で、同居者全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上でかつ、同居者全員が次のいずれかにあてはまること。 ア　配偶者（内縁、婚約者及び同性者を含む。） イ　60歳以上の方 ウ　18歳未満の児童
	障害者世帯	申込者又は同居者が次のいずれかにあてはまること。 ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者 イ　重度又は中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で１度～３度） ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者
	多子世帯	同居者に18歳未満の児童が３人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込日現在、生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公営住宅	住宅が狭い	現在居住している住宅の住戸専用面積が５ページの入居資格基準（※）にあてはまること。

※ 入居資格基準

入居人数	住戸専用面積（壁芯）	入居人数	住戸専用面積（壁芯）
２人	３０㎡未満	５人	５７㎡未満
３人	４０㎡未満	６人	６６.５㎡未満
４人	５０㎡未満	７人	７６㎡未満

＊バルコニーは含みません。

● 申込みから入居まで

申込期間
令和８年５月18日(月)から６月１日(月)までに福祉住宅サービスに届いたものに限り受け付けます。

↓

抽せん番号の通知
令和８年６月４日(木)頃に発送する予定です。

↓

抽せん会（公開）
令和８年６月11日(木)午前10時から
文京シビックセンター11階　１１０２会議室

＊当日は、会場に来場しなくても支障ありません。

↓

抽せん結果の通知
令和８年６月下旬頃に発送する予定です。

↓

使用予定者

→ 辞退者

入居資格審　査
審査に必要な書類を提出していただき、書類審査及び実態調査を行います。

→ 失格者

↓

合格者

↓

入居手続き
保証金（２月分）の納入及び連絡先となる方（１名）が必要です。

↓

入　居
使用許可日から15日以内に入居していただきます。

使用予定者 → 補欠者
資格審査により失格者が出た場合又は辞退者が出た場合に、順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

※当選から入居まで２～３月程度かかります。

なお、今回の補欠順位は令和９年６月10日までに空き家が発生した場合に有効となります。

● 所得基準の見方

（1）所得の種類を確認しましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナス等の所得です。

例えば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者等の所得をいいます。

なお、「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なります。

A 8～9ページをご覧ください

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。

例えば、自営業、外交員等の所得をいいます。

確定申告書で確認してください。

B 10～11ページをご覧ください

年金所得とは

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金等の所得です。

なお、個人年金は、税法上「雑所得」であり、「年金所得」ではなく「事業等所得」になります。

C 12ページをご覧ください

★所得にならないもの

① 次の収入は所得になりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

② 給与所得及び事業所得は、過去に収入があっても、申込期間の時点で退職又は廃業により収入がない場合は、その収入に限り所得になりません。
※入居資格審査で、状況を証明する資料を提出していただきます。

（2）申込者及び同居者の所得の合計はいくらですか？

収入がある方の名前	①総収入	②所得―③特別控除（２）＝④個人所得 **※マイナスになる場合は０円**		
	円	―	＝	円
	円	―	＝	円
	円	―	＝	円
	円	―	＝	円
	円	―	＝	円
合計		⑤所得合計		円

⑤所得合計		⑥特別控除（１）		⑦差引所得金額
円	―	円	＝	円

① ８～１２ページで個人の総収入額を確認します。
② ８ページ（給与所得）・１２ページ（年金所得）の計算式に①総収入をあてはめて、区営住宅の個人所得を確認します。
③ １３ページの個人に係る特別控除を確認します。
④ 個人所得を計算します。
⑤ 各個人所得を合算し、世帯の所得合計を計算します。
⑥ １４ページの世帯に係る特別控除を確認します。
⑦ 差引所得金額を計算します。

①総収入
②所得
③特別控除（２）
⑥特別控除（１）
⑦差引所得額
は15ページ（使用申込書の書き方）を参考にして、使用申込書に記入してください。

（３）家族人数は何人ですか。

所得基準表の「家族人数」とは、

申込者本人［１人］ ＋ **同居者**［　　人］ ＋ **遠隔地扶養者数★**［　　人］ ＝ **家族人数**［　　人］ ← この人数で所得基準を見ます。

出産する予定であっても、申込期間内に生まれていなければ、その胎児は家族人数には含まれません。

※使用申込書には住宅に入居しようとする方のお名前をご記入ください。

★遠隔地扶養者とは

区営住宅に入居はしないが、申込者又は同居者の所得税法上の扶養親族をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養している場合です。勤務先や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

（４）所得基準表

世帯の家族人数、申込みする家族全員の所得金額を次の表にあてはめて、確認してください。

家族人数※	所得金額	
	一般区分世帯	★特別区分世帯
２人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
３人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
４人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
５人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※ 家族人数が６人以上の場合は、１人増えるごとに３８万円を加算してください。

★特別区分世帯とは

①　障害者を含む世帯

申込者又は同居者が次のいずれかにあてはまること。

ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者

イ　重度又は中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で１度～３度）

ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

エ　戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の障害者

②　６０歳以上の世帯

申込者が６０歳以上で、同居者全員が、ア　６０歳以上、イ　１８歳未満のいずれかに該当すること。

③　高校修了期までの子がいる世帯

同居者に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいること。

④　原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者又は同居者が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

⑤　海外からの引揚者を含む世帯

申込者又は同居者が海外からの引揚者で、日本国に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。）

⑥　ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者又は同居者がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

A　給与所得の方（会社員・パート・アルバイト・事業専従者等）

①　現在の勤め先へ就職した日が、令和７年１月２日以降の方

現在の勤め先でのあなたの
月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞　与
年　月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合　計	収入計	賞与計

(1)就職した日が令和７年１月２日以降で１２か月分の収入がある方

令和８年４月からさかのぼって１２か月分の収入額を左表で合計して推定年収を計算してください。

収入計 ＋ 賞与計 ＝ 推定年収

(2)就職した日が令和７年１月２日以降で１２か月分の収入がない方

実際に支払いを受けた収入額を左表で合計してから月額平均を出し、１２倍して推定年収を計算してください。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

(3)就職した日が最近で１か月分の給与が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当等の毎月必ず支給される固定的給与を１２倍します。

固定的給与 × 12 ＝ 推定年収

※２か所以上から給与を受けている場合は、合算した後で所得金額に換算してください。

※休職期間がある場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。

６ページ（２）
「①総収入」に記入

①で求めた推定年収を区営住宅の所得金額に換算します。

次の区分に従って、次ページの「総収入額を区営住宅の所得金額に換算する計算式」にあてはめて換算してください。

（1）　推定年収が０円～ 1,899,999 円の方

（2）　推定年収が 1,900,000 円～ 6,599,999 円の方

１２か月分の収入額を端数整理してから、次ページ表の「総収入額」に対応する計算式で所得を計算します。

【端数整理の仕方】　１２か月分の収入額 ÷４＝ A →1,000円未満を切り捨てた額

＝

端数整理後の額

（3）　推定年収が 6,600,000 円～ 8,499,999 円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和７年１月１日以前の方

【源泉徴収票がある方】

令和７年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号) / (個人番号) / (役職名) / 氏名 (フリガナ)
	文京区春日１-16-21	(フリガナ) ブンキョウ　タロウ 文京　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	2,386,998円	1,488,800円		

(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）	非居住者である親族の数
有・従有・老人	千円	特定 人・従人 / 老人 内 人・従人 / その他 人・従人	人	特別 内 人 / その他 人	人

６ページ（２）「①総収入」に記入

６ページ（２）「②所得」に記入

←この金額から100,000円を引いた金額を「所得」の欄に記入してください。

※給与所得と年金所得の両方がある方や休職期間がある方は福祉住宅サービスへお問合せください。

【源泉徴収票がない方】

令和７年１月から令和７年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。
申込書の「総収入」の欄に記入し、上段の計算式で総収入額を所得金額に換算します。

総収入額を区営住宅の所得金額に換算する計算式

６ページ（２）「②所得」に記入

前ページの推定年収に対応して所得を計算します。

	総収入	税法上の所得金額		区営住宅の所得金額
(1)	650,999円まで	0円		0円
(1)	651,000円～1,899,999円	12か月分の収入額－650,000円		税法上の所得金額－100,000円
(2)	1,900,000円～3,603,999円	●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理します。 12か月分の収入額　÷４＝A →Aの1,000円未満を切り捨てた額＝B →Bを右の計算式にあてはめてください。	B×2.8－80,000円	税法上の所得金額－100,000円
(2)	3,604,000円～6,599,999円		B×3.2－440,000円	
(3)	6,600,000円～8,499,999円	総収入×0.9－1,100,000円		

B　事業等所得の方（自営業・外交員等）

1　現在の仕事を始めた日が、令和８年１月１日以前で確定申告をしている方

（１）所得証明書類（納税通知書、課税証明書等）

例：納税通知書

■特別区民税・都民税納税通知書
※自営業の方など、住民税を納付書により納付される方に対して例年６月頃に区市町村より送付されるもの

特別区民税・都民税納税通知書　公

以下のとおり通知します。

課税地

① 総所得金額等
② 所得控除合計
③ 税額控除等合計

上記金額の内訳は、別紙の「特別区民税・都民税内訳書」の①、②、③の該当箇所をご確認ください。

◎ 税額（納付額）が変更になった場合は、先に送付した納付書を差し替えてください。

文京区 総務部 税務課 課税第1・2係　電話番号03(3812)7111　内線2275～2285　ダイヤルイン　03(5803)1154～5

課税される所得金額　①－②　特別区民税額　都民税額

総所得・山林・退職
分離短期・長期譲渡所得
株式等・先物所得
(1)　小　計
(2)　税額控除等合計額
(3)　所得割額　[(1)－(2)]
(4)　均等割額
(5)　年税額　(3)＋(4)　(6)特別徴収額（給与）　(7)特別徴収額（公的年金）　(8)普通徴収課税済額　(9)差引普通徴収税額

(5)年税額は、特別区民税と都民税ごとに100円未満を切り捨てした額の合計額です。

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	随時期
税額					
既納付額					
納付額					
納期限					

税率等については、裏面に記載してありますので、ご確認ください。

公的年金に係る特別徴収（年金からの引き落とし）の税額　※下記の太枠内の総額が(7)です。

徴収月	通知済額(円)	徴収月	特別徴収税額(円)	徴収月	次年度上半期税額(円)

公的年金に係る特別徴収制度が平成２１年度から導入されました。

６ページ（２）「②所得」に記入

例：課税証明書

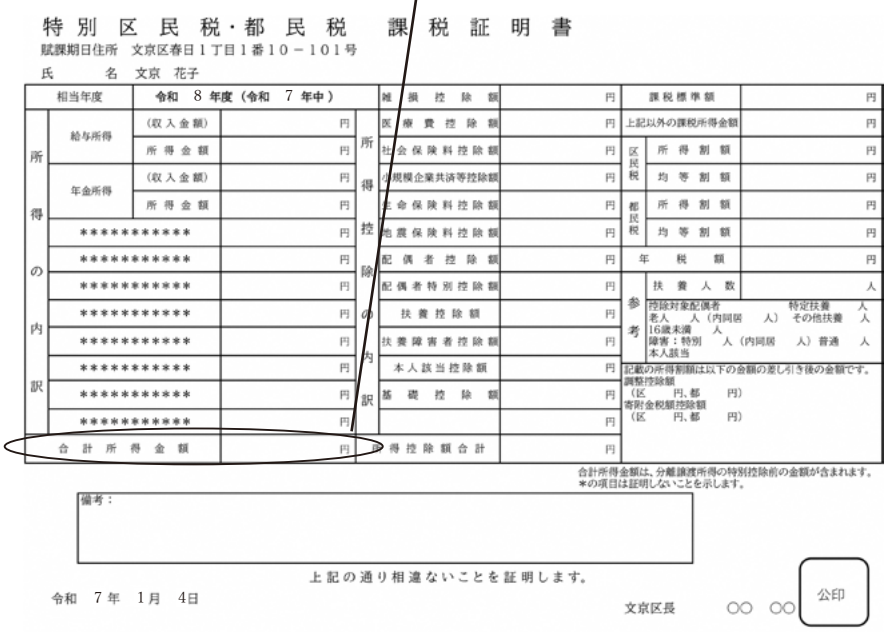
特別区民税・都民税　課税証明書

賦課期日住所　文京区春日１丁目１番１０－１０１号
氏　名　文京　花子

相当年度	令和　８年度（令和　７年中）				
所得の内訳	給与所得	（収入金額）	円	所得控除の内訳	
		所得金額	円		
	年金所得	（収入金額）	円		
		所得金額	円		
	**********		円		
	**********		円		
	**********		円		
	**********		円		
	**********		円		
	**********		円		
	**********		円		
	**********		円		
	合計所得金額		円		

雑損控除額		円
医療費控除額		円
社会保険料控除額		円
小規模企業共済等控除額		円
生命保険料控除額		円
地震保険料控除額		円
配偶者控除額		円
配偶者特別控除額		円
扶養控除額		円
扶養障害者控除額		円
本人該当控除額		円
基礎控除額		円
		円
所得控除額合計		円

課税標準額		円
上記以外の課税所得金額		円
区民税	所得割額	円
	均等割額	円
都民税	所得割額	円
	均等割額	円
年税額		円
参考	扶養人数	人
	控除対象配偶者　特定扶養　人 老人　人（内同居　人）　その他扶養　人 16歳未満　人 障害：特別　人（内同居　人）普通　人 本人該当	

記載の所得割額は以下の金額の差し引き後の金額です。
調整控除額
（区　円、都　円）
寄附金税額控除額
（区　円、都　円）

合計所得金額は、分離譲渡所得の特別控除前の金額が含まれます。
＊の項目は証明しないことを示します。

備考：

上記の通り相違ないことを証明します。

令和　７年　１月　４日

文京区長　○○　○○　公印

課税証明書は、シビックセンター10階税務課、２階戸籍住民課、地域活動センター（礫川を除く）区民サービスコーナーで取得できます。（マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも取得できます。）

（2）確定申告書Ｂの控え
（地代家賃の内訳が分かる収支内訳書又は青色申告決算書を含む）

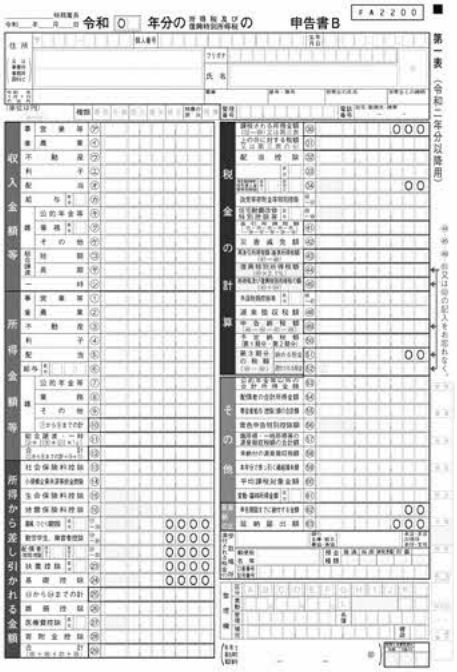
令和 ○ 年分の 申告書Ｂ

収支内訳書（２枚目）

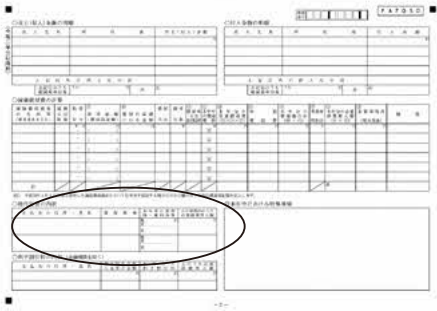

青色申告決算書（３枚目）

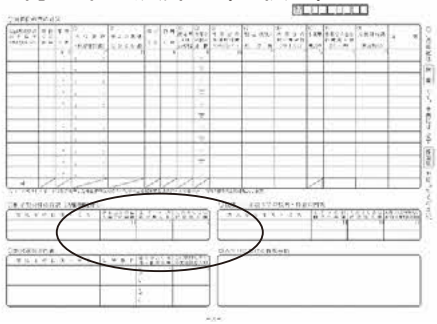

＜収支内訳書又は
青色申告決算書＞

家賃以外の管理費、共益費等の金額を提出時に確認します。家賃を経費計上していない場合は空欄のままで提出してください。

2 上記１以外の方　下の表に従って１２か月分の所得金額を計算してください。

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

営業した年月	収入 － 必要経費	＝所得金額
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
年　月	－	＝
合 計　か月(A)	所得金額計	円(B)

●左表に該当する１年分の必要事項を記入してください。

(1)確定申告をしていないが、令和７年１月１日以前に現在の事業を始めた方
令和７年１月から令和７年１２月まで
※入居資格審査までに確定申告していることが必要です。

(2)現在の事業を始めた日が、令和７年１月２日～令和７年６月１日までの方
令和７年６月から令和８年５月まで

(3)現在の事業を始めた日が、令和７年６月２日以降の方
事業を始めた翌月から令和８年５月まで

※下の計算式で１年分の所得金額を計算してください。

(B)所得金額合計 ／ (A)営業した月数 ×12＝ 推定所得金額

※病気等により１か月分に満たない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

※家賃を経費計上している場合はその内訳を申込時に確認します。

推定所得金額 → ６ページ（２）「②所得」に記入

C　年金を受けている方

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金、年金基金等の年金収入が対象です。遺族年金、障害年金は対象外です。また、個人年金は、確定申告で申告した金額を事業等所得に加算してください。
令和７年１月から令和７年１２月までに支払いを受けたすべての年金等を合計し、「所得金額」に換算します。

①令和６年 12 月以前から年金を受けていて、変更のない方

「令和７年分公的年金等の源泉徴収票」等で支払金額を確認してください。

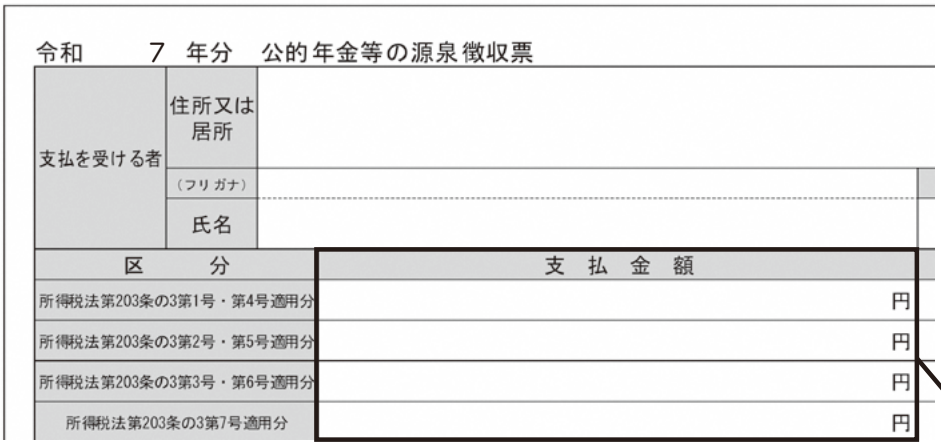

令和　　7　年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	
	（フリガナ）	
	氏名	

区　　分	支　払　金　額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円

支払金額を合計した額を記入してください。

②令和７年１月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の金額を年額とし、下表で区営住宅の所得金額に換算してください。

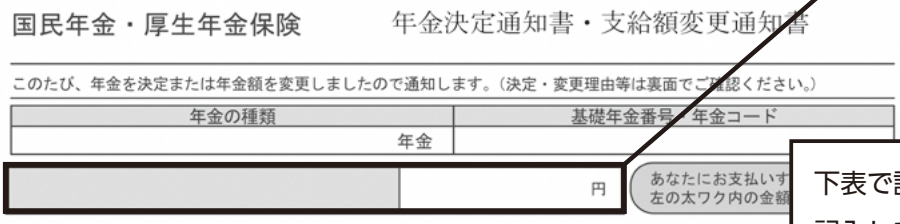

国民年金・厚生年金保険　　年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。（決定・変更理由等は裏面でご確認ください。）

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	

円　　あなたにお支払いす
左の太ワク内の金額

下表で計算した所得金額を記入してください。

６ページ（２）「①総収入」に記入

６ページ（２）「②所得」に記入

年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金収入額	→ 税法上の所得金額	→ 区営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000 円まで	0 円	0 円
	1,100,001 円～ 3,299,999 円	年金収入額－ 1,100,000 円	税法上の所得金額 － 100,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額× 0.75 － 275,000 円	
65歳未満	600,000 円まで	0 円	0 円
	600,001 円～ 1,299,999 円	年金収入額－ 600,000 円	税法上の所得金額 － 100,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額× 0.75 － 275,000 円	

◎ 4,099,999 円を上回る方や年金の他に収入がある方は、福祉住宅サービスへお問合せください。

D　特別控除について

申込者又は同居者に所得がある場合で、次の「控除の種類」にあてはまる場合は、
（１）の場合は申込世帯の合計所得金額から、（２）の場合はその方の所得金額から、
それぞれの特別控除金額を差し引きます。

（１）申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居者・遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㋐老人扶養控除	１人につき１０万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族又は同一生計配偶者で７０歳以上の方
㋑特定扶養控除	１人につき２５万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族で１６歳以上２３歳未満の方
㋒障害者控除	１人につき２７万円	１　愛の手帳３度・４度の方 ２　精神障害者保健福祉手帳２級・３級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ３　身体障害者手帳３級～６級の方 ４　戦傷病者手帳第４項症～第２目症の方 ５　６５歳以上の方で、上記１又は３と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方
㋓特別障害者控除	１人につき４０万円	１　愛の手帳１度・２度の方 ２　精神障害者保健福祉手帳１級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） ３　身体障害者手帳１級・２級の方 ４　戦傷病者手帳特別項症～第３項症の方 ５　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 ６　原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ７　常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ８　６５歳以上の方で、上記１又は３と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方

（１）の特別控除金額の合計　　万円 → ６ページ（２）「⑥特別控除（１）」に記入

※「㋓特別障害者控除」を受ける方は「㋒障害者控除」をあわせて受けることはできません。

（2）特別控除を受ける方に所得がある場合、その方の所得金額から差し引くもの
（申込者・同居者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㋐ 寡婦控除	２７万円	1　夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の①と②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が 5,000,000 円以下の方 ②扶養親族を有する方 2　夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が 5,000,000 円以下の方（扶養親族又は生計を一にする子がいない方もあてはまります。）
㋕ ひとり親控除	３５万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の①と②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が 5,000,000 円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

（2）の特別控除金額　　万円 → 6ページ（2）「③特別控除（2）」に記入

※　特別控除を受ける方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額を差し引きます。
※　「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係や婚約者がいない場合をいいます。
※　「生計を一にする子」とは、他者の控除対象配偶者又は扶養親族ではない、かつ年間所得金額が 480,000 円以下の場合をいいます。
※　「㋕ひとり親控除」を受ける方は、「㋐寡婦控除」をあわせて受けることはできません。

こんなときは・・・

1「申込み後に、住所が変わってしまった」
　最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、福祉住宅サービスからの通知を受け取れるようにしてください。（福祉住宅サービスにご連絡いただいても住所変更はいたしません。）
2　「抽選番号・抽選結果の通知が送られてこない」
　切手を貼っていない場合や金額が不足している場合は、抽選番号等の通知をお送りできません。はがきが届かない場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。
3「資格審査対象者となった後に住所が変わってしまった」
　最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、通知を受け取れるようにしてください。あわせて、福祉住宅サービスへご連絡ください。また、転居前の住宅の賃貸借契約書等は廃棄せずに保管しておいてください。

文京区福祉住宅サービス　電話　０３－５８０３－１２３８

● 使用申込書の書き方（記入例）

別記様式第１号（第３条関係）

太線内と裏面を書いてください。

抽選番号	

区　営　住　宅　使　用　申　込　書

令和８年　　月　　日

文京区長　殿

私は、文京区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、申し込みます。

区　分（A又はBのいずれかに○）
(A)・B

申込者	郵便番号	112-0003	自宅電話番号	5803－1238
	住所	文京区 春日 1 丁目 16 番 21 号 春日 方・(荘)・アパート　　号室		
	フリガナ	ブンキョウ	タロウ	
	氏名	氏 文京	名 太郎	

住宅に入居しようとする世帯の構成

フリガナ 氏名	続柄	生年月日（年齢）	職業	年収額 総収入	年収額 所得	現在働いている勤務先・事業所の名称
申込者	本人	大・(昭)・平・令 41年 5月 1日（60歳）	会社員	円 2,386,998	円 1,488,800	名称 文京(株) 電話番号 3812-7111 (就職)又は開業日 平成 20 年 6月 1日
ブンキョウハナコ 文京 花子	妻	大・(昭)・平・令 49年 3月 2日（52歳）	なし	円	円	名称 電話番号 就職又は開業日　年 月 日
ブンキョウ アイ 文京 愛	子	大・昭・(平)・令 17年 11月 9日（20歳）	なし	円	円	名称 電話番号 就職又は開業日　年 月 日
ブンキョウ 文京 ふみ	母	大・(昭)・平・令 15年 8月 1日（85歳）	なし	円 880,000	円 0	名称 電話番号 就職又は開業日　年 月 日
		大・昭・平・令 年 月 日（歳）		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日　年 月 日
		大・昭・平・令 年 月 日（歳）		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日　年 月 日

計 4 人	特別控除金額	△ 円 100,000	特別控除対象者 文京 ふみ　種類 老人扶養	
	差引所得金額	円 1,388,800	入居しないが、申込者又は同居者が所得税法上扶養している親族の数（遠隔地扶養）	0 人

（注）ここに記入された入居しようとする世帯の変更は認めません。

申込みに当たっては、以下の事項を誓約し、又は同意します。

1　この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（同居しようとする者を含む。以下「申込者等」という。）が暴力団員であるときは、使用予定者の決定又は使用の許可を取り消されても異議がないこと。

2　この申込書の記載内容について確認するため、住民記録の情報、税の情報、その他文京区が有する申込者等の情報について、所管課へ照会すること。

確認の上、署名してください。

3　使用の許可を受けた後に、申込者等が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。

4　申込者等が暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁へ照会がなされること。

申込者氏名　　文京　太郎

（裏面も記入してください。）

○あなたの住宅について、記入してください。

1　文京区居住年数 **5** 年

2　現在あなたの住宅に住んでいる人の人数 **4** 人
（本人も含む。）

3　住宅の種類

ア　自宅の持家	イ　親兄弟の家
ウ　戸建の貸家	エ　賃貸マンション
(オ)　賃貸アパート	カ　社宅・寮
キ　ＵＲ賃貸住宅	ク　都民住宅
ケ　公社住宅	コ　都営住宅

4　住宅の規模 **2** K・(DK)・ＬＤＫ
※１K、２DK等と書いてください。
各居室の畳数（ **6** 畳、**6** 畳、　畳）

※住宅が狭いことを理由とした、公的住宅からの申込みの方のみ書いてください。住戸専用面積＿＿＿㎡

5　家賃　月額 **90,000** 円

6　申込家族の中に土地・建物の所有者がいますか。
ア　いる　　(イ)　いない

7　住宅に困っている理由
(1)　家賃が高い。
(2)　環境が悪い。
(3)　住宅が狭い。
(4)　設備が不十分である。
(5)　災害の危険がある。
(6)　立ち退きの要求を受けている。
(7)　住宅が老朽化している。
(8)　他の世帯と同居している。
(9)　結婚するため
(10)　その他（具体的に書いてください。）

（　　）

あなたの世帯で特別控除を受ける方がいる場合には、下欄に記入してください。

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	障害者又は特別障害者	障害の程度
	文京　ふみ					種　級　度
						種　級　度

現在のあなたの世帯の収入を確かめてください。

1　家族（申込者を含む。）の収入について記入してください。

収入のある人の氏名	収入の種類（２つ以上の場合は該当するもの全部）
文京　太郎	(ア)　給与　イ　事業所得　ウ　年金　エ　その他（　　）
文京　ふみ	ア　給与　イ　事業所得　(ウ)　年金　エ　その他（　　）
	ア　給与　イ　事業所得　ウ　年金　エ　その他（　　）
	ア　給与　イ　事業所得　ウ　年金　エ　その他（　　）

2　家族全員に収入がない場合に記入してください。

ア　生活保護を受けている。
イ　失業中である。
ウ　仕送りなどで生活している。
エ　その他（　　）

切手を貼っていないもの、金額が不足しているものは、抽せん番号等の通知ができません。抽せん番号の電話等による照会はご遠慮ください。

郵　便　は　が　き

85円分の切手を必ず貼ってください。

112-0003

（住　所）
文京区　春日１－16－21

（氏　名）
文京　太郎　様

太線内のみ記入してください。

〒112-8555　文京区春日一丁目16番21号

文京区福祉住宅サービス

電話 03－5803－1238

申込区分	抽せん番号
Ⓐ・B	

太線内のＡ又はＢに○印をしてください。

（切りはなさないで下さい）

郵　便　は　が　き

85円分の切手を必ず貼ってください。

112-0003

（住　所）
文京区　春日１－16－21

（氏　名）
文京　太郎　様

太線内のみ記入してください。

〒112-8555　文京区春日一丁目16番21号

文京区福祉住宅サービス

電話 03－5803－1238

申込区分	抽せん番号
Ⓐ・B	

太線内のＡ又はＢに○印をしてください。

《注意事項》

1　申込みには、「使用申込書」のほかに、「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」用のはがきを提出してください。
2　はがき２枚には、住所、氏名を記入し、８５円分の切手を必ず貼ってください。
3　申込みは１世帯につき１通です。重複申込みをしたときは無効とします。
　申込用紙に不備がある場合は受付できません。

文　京　区　内　郵　便　番　号

オ　大　塚　112-0012	セ　千　石　112-0011	ホ　本駒込　113-0021
音　羽　112-0013	千駄木　113-0022	本　郷　113-0033
カ　春　日　112-0003	ニ　西　片　113-0024	ム　向　丘　113-0023
コ　小石川　112-0002	ネ　根　津　113-0031	メ　目白台　112-0015
後　楽　112-0004	ハ　白　山　113-0001	ヤ　弥　生　113-0032
小日向　112-0006	（１丁目）	ユ　湯　島　113-0034
ス　水　道　112-0005	白　山　112-0001	
セ　関　口　112-0014	（２～５丁目）	

● 申込み受付場所

文京区福祉住宅サービス(文京シビックセンター１１階北側)へ

低層用エレベーターで１１階へお越しください。

申　込　み　受　付　場　所　案　内　図

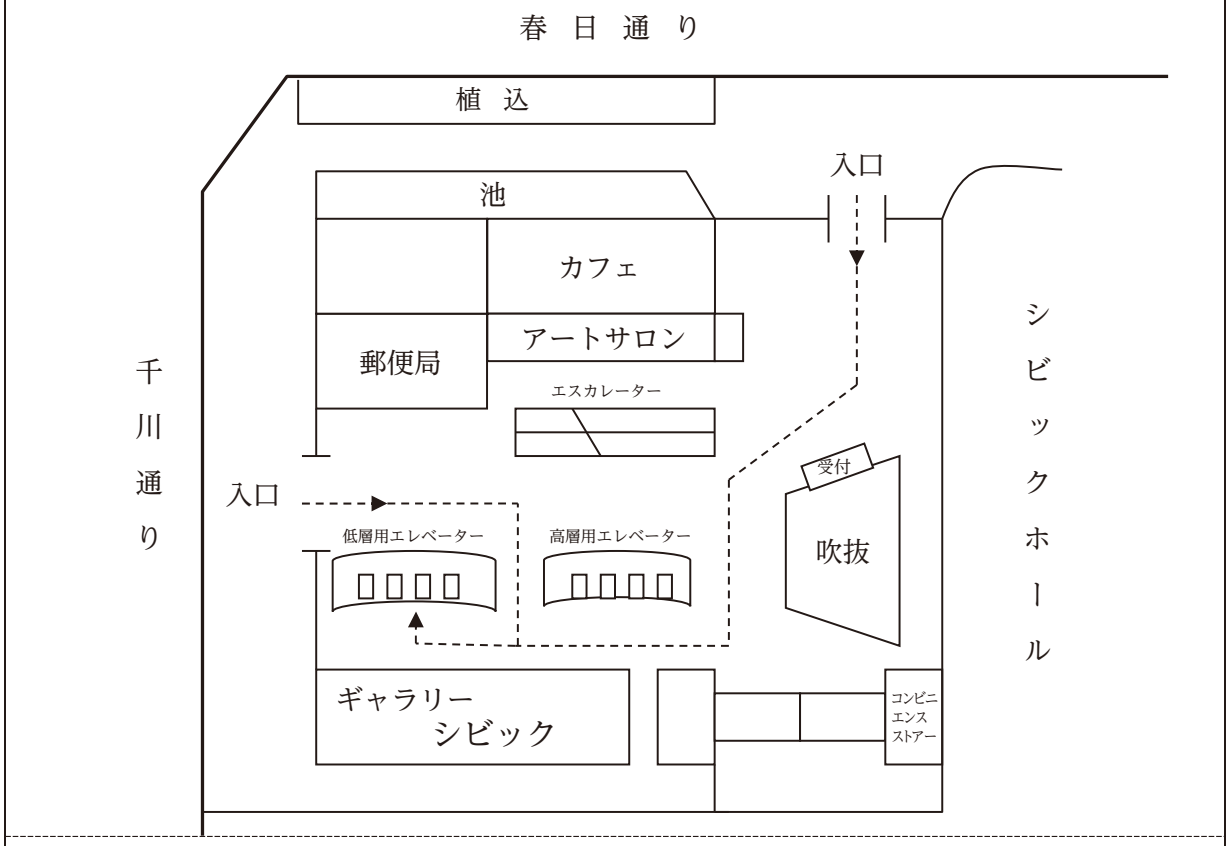

１１階

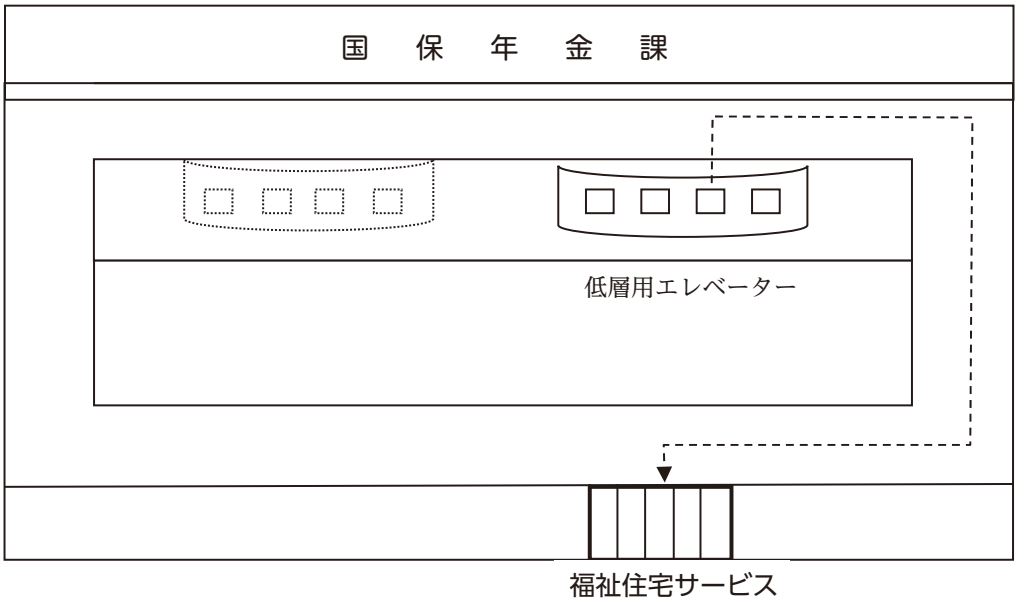

入居資格に関する基準日一覧表

本募集案内の説明にある年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
区内に１年以上居住	2025 年	令和 7 年	申込日以前から文京区に居住している
１６歳以上、２３歳未満	2003 年	平成 15 年	６月３日以降の生まれから
	2010 年	平成 22 年	６月２日以前の生まれまで
６０歳以上	1966 年	昭和 41 年	６月２日以前の生まれ
６５歳未満	1961 年	昭和 36 年	６月３日以降の生まれ
６５歳以上	1961 年	昭和 36 年	６月２日以前の生まれ
７０歳以上	1956 年	昭和 31 年	６月２日以前の生まれ

紋章　　シンボルマーク

申 込 受 付 ・ 問 合 せ 先

文京区福祉住宅サービス

〒 112-8555　文京区春日一丁目 16 番 21 号

文京シビックセンター 11 階北側

電話　03 － 5803 － 1238